

國第二十六回  
參議院建設委員會會議錄第二十五號

昭和三十二年四月十六日(火曜日)午前  
十時三十九分開会

說明員  
建設省住宅局  
建築指導課長 小宮 賢一君

四月十二日委員大河原一次君辞任につき、その補欠として中村正雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。  
委員長 理事

事務局側	政府委員	建設政務次官	小澤久太郎君	石坂 豊一君
常任委員會専門員	建設省道路局長	建設省住宅局長事務取扱	鬼丸 富櫻 凱一君	小山邦太郎君 斎藤 昇君
武井 篤君	中野 内村 村上	北勝太郎君 文門君 淸次君 義一君	中野 内村 清次君 村上 義一君	中野 内村 清次君 村上 義一君

○委員長(中山福蔵君) つきましては、高速自動車国道法案、道路整備特別措置法の一部を改正する法律案、両案を一括して議題に供します。

まず高速自動車国道法案の質疑を行いたいと存じますが、便宜第一章から順次章ごとにお願ひいたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福蔵君) 御異議ないと存じます。それでは第一章について御質疑の方ありの方は御発言を願います。

○田中一君 きょうは建設大臣はどうしました。

て持たれるものであろうと考えております。そういう場合には、総理大臣がその予定路線の決定をするわけですけれども、その間の高速自動車国道法との関連は、予定路線の決定に関する関連性はどういう工合に調整をしていくうという考え方を持つておるか、伺いたい。

○政府委員(小澤久太郎君) 国土総質自動車道とそれから高速自動車国道との関係でございますが、ただいま田中委員が言われましたが、国土開発経済自動車道が幹線であることは、われわれもそう考えております。それから関連性の問題でござりますけれども、これはやはり全国を一つのものと見まして、先ほど申し上げました国土開発経済自動車道を幹線といったしまして、そ

あるならば、その間には何ら調整する必要もないという結論になるわけなのですけれども、そういうような考え方を持つておられるのですか。

○政府委員(小澤久太郎君) 大臣がこの前衆議院におきまして、国土総貫自動車道の方も将来運輸大臣あるいは建設大臣が予定路線を決定するというふうに申し上げたそうでございますが、役所としてはそういうふうに考えておる次第でございます。

○田中一君 もしもそのような考え方を今持っていたならば、少くともこの法律案に織り込んだ付則第八項といふものは抹殺されておりませんけれども、その精神は生きておるということになりますれば、委員長にお願いしたいのは、総理大臣もここにお呼び願いたい

のであって、こらんのようになりの二つ  
の同じ目的を持つこの法律案の審議に  
当つては、相当衆参両院とも委員会の  
審議に難渋を来することは事実でござい  
ます。それをようやくここに軌道に乗  
せたというにかかわらず、まだ付則第  
八項に盛つてあるところの精神は、高  
速自動車国道法という法律案の審議の  
過程においても、なむかづそのような  
発言をするということになりますと、  
これは単なる与党の委員と建設大臣と  
の質疑としては看過できない問題だろ  
うと思うのです。多数を持っておるか  
ら一応引つ込めたけれども、次にはこ  
うするのだというのと同じような、ど  
うかつの意感から出るものである  
と、われわれ少數覚の社会党はそういう  
感じを受けるわけなのですけれど

- 高速自動車国道法案（内閣提出、衆議院送付）
- 道路整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出）

この本法案の付則第八項に国土開発総貫自動車道建設法の改正を企図されおりましたが、これは先月二十六日に撤回したのでありますけれども、この高速自動車道の予定路線の策定というものは建設大臣、運輸大臣がやる、総貫自動車道の方は御承知のように総理大臣

○田中一君 どうもはつきり聞きとれなかつたので、もう一べん質問するわけなのですが、衆議院の委員会においては瀬戸山委員、また二階堂委員等の質問に答えて、建設大臣は、将来國土

○田中一君 結局総理の腹を伺わなければその点はわからぬわけです。少くとも閣議において高速自動車国道法でこの国土開発総貢自動車道建設法の八項の点を削除するという考えがあつた残余の、その余の質疑を一つお願ひしたいと思います。

○田中一君　どうもはつきり聞きとれなかつたので、もう一べん質問するわけなのですが、衆議院の委員会においては瀬戸山委員、また二階堂委員等の質問に答えて、建設大臣は、将来国土開発総自動車道の予定路線の決定というものは、運輸大臣と建設大臣が主務として相当するというふうに法律を直そうというような考え方を表明しているように聞いております。従つて、もし政務次官から同じそのような答弁があるならば、その間には何ら調整する必要もないという結論になるわけなのですけれども、そういうような考え方を持つておるのであります。

○政府委員(小澤久太郎君)　大臣がこの前衆議院におきまして、国土開発自動車道の方も将来運輸大臣あるいは建設大臣が予定路線を決定するといふうに申し上げたそうでございますが、役所としてはそういうふうに考えておる次第でございます。

○田中一君　もしもそのような考え方を今持っていたならば、少くともこの法律案に織り込んだ付則第八項といふのは抹殺されておりませんけれども、その精神は生きておるということになりりますれば、委員長にお願いしたいのは、総理大臣もここにお呼び願いたい

○田中一君 結局給理の腹を伺わなければその点はわからぬわけです。少くとも閣議において高速自動車国道法でこの国土開発総貫自動車道建設法の八項目の点を削除するという考えがあつたならば、現在持つておるならば、衆議院における建設大臣のそういう發言はありようがないと思うのです。それは当然法律案の提案権はむろん政府が持つておるのでございますから、次国會においてその意思表示をなすべきものであつて、ごらんのようにこの二つの同じ目的を持つてこの法律案の審議に当つては、相當衆參両院とも委員会の審議に難渋を来することは事実でござります。それをようやくここに軌道に乗せたというかかわらず、まだ付則第八項に盛つてあるところの精神は、高速自動車国道法という法律案の審議の過程においても、なおかつそのような發言をするということになりますと、これは単なる与党の委員と建設大臣との質疑としては看過できない問題だらうと思うのです。多数を持っておるから一応引つ込めただけれども、次にはこうするのだというのと同じような、どうかつの意感から出るものであると、われわれ少數党的社会党はそういう感じを受けるわけなのですけれど

が見えたら総理大臣の意図も十分聞きたいと思いますから、もしできるならば、政務次官は間違った答弁をなさらないよう、さっそく総理大臣のところへ行ってよく答弁を打ち合せていいらっしゃい。そう老婆心ながら申し上げる次第なんです。今のような形でこの法律案を押し通すということになりますと、今のような考え方を持っていながら、ここにきてこの法律案の成立がやはり困難を来たすのではないかという気持を持つものですから、やはり慎重に答弁をしていただきたいと思うのです。これは建設大臣が旅行中で、おらぬそうですから、政務次官の発言じやないから、政務次官には追及をいたしませんけれども、総理大臣が見えたときに、総理大臣との打ち合せはよく十分にしてきていただかぬと、いたずらな紛争を続けるのじやないかと思ひますから申し上げておきます。

もこの法律案の審議の中は、これは削除して現在のところそういうことは意図がございませんというのが当然なんですね。何がために削除したか、しないという意思をかためて削除したはずなんです。従つてこの法律案の審議の中は少くともただいまのところこういう思想はございません、八項に盛られたような改正の意思はございませんという争が正しいのじゃないかと思うのです。この法律案が通つてしまつたあとで、これは情勢の変化によつて変えるかもわかりませんという発言はあり得ると思う。少くともこの法律案の審議中においてそのような発言をなすことには、われわれはすなおに受け入れることができないと考へるので。従つて総理から、これに対する閣議決定なり、この削除の決定の状況なり、総理大臣の意思というもの、むろんこの総貫自動車道というものは総理大臣が決定するのですから、総理大臣が当然知つてゐるはずですから、総理大臣が変える意思があるならば別の問題ですが、この法律案審議において、衆議院におけるような発言があつたとするならば、これは重大な問題だと思うのです。従つて委員長の御質問ですが、その意図が明らかにならぬとの審議は継続できないのじゃないか、こういふ見方を私は申し上げたようなわけなんです。

ない、またその通りかもしませんか  
ら、それには念には念を入れて、重大  
問題ですから、一つお取り調べ願いた  
いと思うのです。

○委員長(中山福蔵君) ただいま岩沢、  
委員から御申し入れの件は、委員長に  
おいて一応取り調べるということには  
いたします。が、それにつきまして何  
か田中君、御意見がありますか。

○田中一君 どうぞそうしていただき  
たい。そうして私ははつきり——そば  
におったわけではございませんけれど  
も、今、政務次官もそれを肯定なすつ  
たわけですから、その問題ははつきり  
したいと思いますから、さつそく一つ  
お調べ願いたい。

○委員長(中山福蔵君) 承知いたしま  
した。

ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) それじゃ速記出  
をつけて下さる。

ただいま総理大臣の方から、田中委  
員の要求に対し返答が参りましたか  
ら御報告申し上げます。

総理大臣は午前中はメンジス・オー  
ストラリア首相が会見に来られる。  
午後はイラン文化協定に調印されるそ  
うであります。三時からは本会議にメ  
ンジス首相が来院されるということにな  
つておるそうです。従つて本日の  
出席というものはできないと、こうい  
う御返答でありますから、御報告申し  
上げておきます。

つきましては、ただいまの部分を除外  
したほかの点について御質疑を継続で

○政府委員(小澤久太郎君) 先ほど衆議院において建設大臣の発言が問題になりましたが、これにはまあ私のそんたくするところによりますと、この第八項で修正するということを削除したわけでございますが、いろいろやつておる分につきまして、調査費の問題、いろいろの問題でうまくいかなかつたような場合には修正したいと、そういうような意味じゃないかと私はそんたくするわけでござります。

○田中一君 高速自動車国道の路線の決定というものと、国土開発総貫自動車道の何の決定というものとが、決定する責任者が違うんです、御承知のように。ですからそのところはこういう工合に円滑に調整をとつてやるんだといふやうな答弁があるならば、それでも私は認めていると思うのです。ただそういう表現でちつとも変りないとと思うのです。今のように付則第八項というものの削除は不本意だというような発言になりますと、これはちょっとそのままじゃ困るのであって、だからもう少し表現を変えてくればいいと思うのです。この法律案が通つたあとでもつて、政府の意思をどう変えても一向差しつかえないと思うのです。しかし今の場合、建設大臣おらないんだから何とも言えませんけれども、まあ一つ斎藤さん、記録がついていますから、何かそれを打開するようなことを、与党の責任で一つ進行するようにして下さい。もし政務次官並びに道路局長がいけないなら。

○委員長(中山福蔵君) ただいま田中君の御発言に対しても、政務次官から何か御発言ありませんか。

○政府委員(小澤久太郎君) ただいま申し上げました通り、政府の意思をそんたくいたしまして、将来調査費等の関係につきまして不都合が生ずるようなことがあったならば、将来変更するようなことも考えていいのではないかというようなことを発言したんじやないかというふうに、私はそんたくするわけでござります。

○田中一君 国土開発総貫自動車道法と高速自動車国道法とは不可分のものであって、当然これは事業の進行とともにこの範囲内に入るわけなんですが、ただ計画路線の決定などといふものが、やつぱり二つになつておるということに対する調整の方法をどうするかということだけを伺つてゐるんですから、その点について間違いのないよううに運営をするんだということだけで、私は満足していいと思います、当面。しかしそれを現在われわれの方に提案されている——一つは提案された、「一つは提案されているこの問題について、これでは困るのである、こっちの方を考え直すんだというならば、即刻またお出し願いたいと思う、そういう意願があるのであるならば。そのところはどうも腹と口とが違うということになると、これはわれわれまともに審議をしている当委員会としては見のがすことではできないと思う、従つて南條建設大臣が参議院において國土開発総

質自動車道法の審議の中で、十分にその点に対する発言をなすておりますが、その発言を引用して衆議院におけるところの今の不本意などという発言は……という意味でこうだというような説明を、もし政務次官ができなければ、与党のだれかが発言して説明すれば、与党のだれかが発言して説明すれば、いんじて質問する形で。

○斎藤昇君 付則第八項削除の問題について、かねて総質自動車道法審議の際に、建設大臣が説明をしておられました通り、今日総質自動車道法案は議員修正案を出すということは、いかにも道をはずれたような感があるし、また

この提案であり、それが審議中に政府が修正案を出すということは、いかにも道をはずれたような感があるし、また

今日の段階では、総質自動車道法案の路線の決定の調査もまだこれから緒につこうとするときである、従って今日の段階では、運輸省その他と調整をはかつて調査を進めるということは事実上できるようと思う、またそういうふうに努力をしてみたい、しかしよいよ實施の段階になつてみて、どうしても工合が悪いという場合には、また修正をお願いすることがあるかもしれないけれども、しかしできるだけ事実上

実上できるようにはもちろん聞いておりませんけれども、必ず修正をするんだということを条件にして、私どもは賛成をしたといつてもいい。それは今後の運営に待つて、そして修正が必要であるかどうかということを決定しよう、こういう御答弁だったと私どもは考えておりますが、その点は衆議院において建設大臣が答弁をせられ

まし

た

ば

は

参議院の國土総質自動車道法案審議の際に説明されたのを私たちが聞き、私どもがそれを信じて賛成をした、それと、その後において内容が

変ったのかどうか、その点を一つはつきりと言明して下さい。

○政府委員(小澤久太郎君) この問題につきましては、付則で変えるとい

うことを削除いたしましたのは、参議院におきまして國土総質自動車道とい

うものはまだ審議中でございますので、

この自動車道で変えるということは

不適当であるということでお断回

したのでございまして、ただいま斎藤

委員が言われましたように、調査等の問題についていろいろ問題はございま

す。ございますが、これをもつて善処いたしまして、そしてやつていく。そ

して、将来もしも不適合点があるな

らば、これを修正を考慮するというよ

うなことを大臣は申し上げたと私はそ

んなくするわけでありまして、将来必

ず修正するというようなことを申し上

げたんだなと思います。ただ問題

としては、このままどうしてもでき

ないような場合がありまつたら、将来

は考慮しなければならぬというふうに

大臣は申し上げたというふうに私はそ

んなくするのでございます。

○斎藤昇君 それではただいまの大

臣のお考えは、将来どうしても先般通過

をした國土総質自動車道のままで

あつた場合には、運営に非常に困難を來

した場合にはお願いをする、そういう

意味で今後修正を一切お願いしない

んだというような意味ではないと了解

してよろしくうございますか。

○政府委員(小澤久太郎君) ただいま

まし

た

ば

は

参議院の國土総質自動車道法案審議の際に説明されたのを私たちが聞き、私どもがそれを信じて賛成をした、それと、その後において内容が

変ったのかどうか、その点を一つはつきりと言明して下さい。

○田中一君 まあ建設大臣もおられぬ

から、斎藤委員の質問と政府の答弁と

の間に、「一応参議院においてかつて審

議中の答弁がもとになってあのような

發言をされたということで「一応了解い

たします。従つて、總理が来ても来な

くともけつこうですか……。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) それでは速記

を起して下さい。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

まし

た

ば

は

参議院の國土総質自動車道法案審議の際に説明されたのを私たちが聞き、私どもがそれを信じて賛成をした、それと、その後において内容が

変ったのかどうか、その点を一つはつきりと言明して下さい。

○田中一君 まあ建設大臣もおられぬ

から、斎藤委員の質問と政府の答弁と

の間に、「一応参議院においてかつて審

議中の答弁がもとになってあのような

發言をされたということで「一応了解い

たします。従つて、總理が来ても来な

くともけつこうですか……。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) それでは速記

を起して下さい。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

まし

た

ば

は

参議院の國土総質自動車道法案審議の際に説明されたのを私たちが聞き、私どもがそれを信じて賛成をした、それと、その後において内容が

変ったのかどうか、その点を一つはつきりと言明して下さい。

○田中一君 まあ建設大臣もおられぬ

から、斎藤委員の質問と政府の答弁と

の間に、「一応参議院においてかつて審

議中の答弁がもとになってあのような

發言をされたということで「一応了解い

たします。従つて、總理が来ても来な

くともけつこうですか……。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) それでは速記

を起して下さい。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

まし

た

ば

は

参議院の國土総質自動車道法案審議の際に説明されたのを私たちが聞き、私どもがそれを信じて賛成をした、それと、その後において内容が

変ったのかどうか、その点を一つはつきりと言明して下さい。

○田中一君 まあ建設大臣もおられぬ

から、斎藤委員の質問と政府の答弁と

の間に、「一応参議院においてかつて審

議中の答弁がもとになってあのような

發言をされたということで「一応了解い

たします。従つて、總理が来ても来な

くともけつこうですか……。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) それでは速記

を起して下さい。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

まし

た

ば

は

参議院の國土総質自動車道法案審議の際に説明されたのを私たちが聞き、私どもがそれを信じて賛成をした、それと、その後において内容が

変ったのかどうか、その点を一つはつきりと言明して下さい。

○田中一君 まあ建設大臣もおられぬ

から、斎藤委員の質問と政府の答弁と

の間に、「一応参議院においてかつて審

議中の答弁がもとになってあのような

發言をされたということで「一応了解い

たします。従つて、總理が来ても来な

くともけつこうですか……。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) それでは速記

を起して下さい。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

まし

た

ば

は

参議院の國土総質自動車道法案審議の際に説明されたのを私たちが聞き、私どもがそれを信じて賛成をした、それと、その後において内容が

変ったのかどうか、その点を一つはつきりと言明して下さい。

○田中一君 まあ建設大臣もおられぬ

から、斎藤委員の質問と政府の答弁と

の間に、「一応参議院においてかつて審

議中の答弁がもとになってあのような

發言をされたということで「一応了解い

たします。従つて、總理が来ても来な

くともけつこうですか……。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) それでは速記

を起して下さい。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

まし

た

ば

は

参議院の國土総質自動車道法案審議の際に説明されたのを私たちが聞き、私どもがそれを信じて賛成をした、それと、その後において内容が

変ったのかどうか、その点を一つはつきりと言明して下さい。

○田中一君 まあ建設大臣もおられぬ

から、斎藤委員の質問と政府の答弁と

の間に、「一応参議院においてかつて審

議中の答弁がもとになってあのような

發言をされたということで「一応了解い

たします。従つて、總理が来ても来な

くともけつこうですか……。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) それでは速記

を起して下さい。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

まし

た

ば

は

参議院の國土総質自動車道法案審議の際に説明されたのを私たちが聞き、私どもがそれを信じて賛成をした、それと、その後において内容が

変ったのかどうか、その点を一つはつきりと言明して下さい。

○田中一君 まあ建設大臣もおられぬ

から、斎藤委員の質問と政府の答弁と

の間に、「一応参議院においてかつて審

議中の答弁がもとになってあのような

發言をされたということで「一応了解い

たします。従つて、總理が来ても来な

くともけつこうですか……。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) それでは速記

を起して下さい。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

まし

た

ば

は

参議院の國土総質自動車道法案審議の際に説明されたのを私たちが聞き、私どもがそれを信じて賛成をした、それと、その後において内容が

変ったのかどうか、その点を一つはつきりと言明して下さい。

○田中一君 まあ建設大臣もおられぬ

から、斎藤委員の質問と政府の答弁と

の間に、「一応参議院においてかつて審

議中の答弁がもとになってあのような

發言をされたということで「一応了解い

たします。従つて、總理が来ても来な

くともけつこうですか……。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) それでは速記

を起して下さい。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

まし

た

ば

は

参議院の國土総質自動車道法案審議の際に説明されたのを私たちが聞き、私どもがそれを信じて賛成をした、それと、その後において内容が

変ったのかどうか、その点を一つはつきりと言明して下さい。

○田中一君 まあ建設大臣もおられぬ

から、斎藤委員の質問と政府の答弁と

の間に、「一応参議院においてかつて審

議中の答弁がもとになってあのような

發言をされたということで「一応了解い

たします。従つて、總理が来ても来な

くともけつこうですか……。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) それでは速記

を起して下さい。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記

をとめて。

まし

た

ば

は

議会でこれを鉄道の路線の認可をする

場合と同じような方法で民間の出願を

処理させると、こういう方法でもつて

いくのですか。

○政府委員(富権凱一君) 高速自動車

国道の予定路線をきめます際には、一

般自動車道との調整を考慮してきめる

ことになつておるわけでございます。

従いまして、一般自動車道によるもの

が現実に考えられておる所は高速自動

車国道の予定路線からはずすわけにな

るのでござりますけれども、高速自動

車国道の幹線になる部分は私企業には

無理ではないかという考え方でござ

ります。ただ枝線等で私企業に実施させる

のが適当であるというものがあります

場合には、その部分を予定路線からは

はずすという考え方であります。まだ予定

路線としてきまりましたのでも、将

来それが高速自動車国道として適当で

ないと判断されました場合には、変更

いたしまして予定路線からはずすとい

うことも考へるのでございます。

○岩沢忠恭君

今のお答えによると、どう

うも高速国道というものは非常に重点

を置いて、それが常に國なりあるいは

公団でやるというような方針でねるの

だけれども、しかしこの高速道路とい

うものは時代の要求によってできるだ

け早く全国的に敷衍するという趣旨か

らくれば、國もやるし、あるいは公団

もやるし、あるいはまたその路線を国

が一般民間に開放してできるだけ早く

やらせると、こういう方針を立てなけ

ればどうもおかしいじゃないかと思

う。今とにかくそういうなもの

はどうも第二義的に考へる、私企業

に対する出願については第二義的に考

える、こういう考え方は改めたらどう

かと思うのですが、どうです。

○政府委員(富権凱一君) 申されまし

た通りと考へます。一般自動車道もあ

わせて全体の道路網の整備をすべきも

のと考へるわけでござりますが、予

定路線というものがきまつて参ります

と、この予定路線を建設に移さなけれ

ばならぬわけでございます。で、予定

路線というものを全國一べんにこれを

きめるということはなかなか困難と思

うわけでござりますが、予定路線にな

らない前でありますれば、私企業がこ

れを実施して差しつかえないわけでござります。ただその私企業を第二義的

に考へておるということござります。

○岩沢忠恭君 そこで措置法によると

大体公団でやらずという方が原則に

なつておるのでですが、なつておるけれども、その公団のやり方というものが

、きょうは公団の人がいないから何

しませんけれども、やり方というものがどうもせつかく何十年来内務省、建

設省以来から建設省における地建の建

設力というものをほとんど利用しない

監督官庁である建設省が公団に対する

建設省の地建の建設力をどういうふう

に利用するとか、あるいは利用しなく

から予定路線も建設に着手しなければ

ならない分からきめて参りますので、そ

の辺の調整は可能であらうと考へてお

るわけでございます。

○岩沢忠恭君 そうすると、この高速

自動車国道といふものは、路線選定に

ついては審議会にかけることはもちろ

んこの法律になつておるのですが、路

線は全国的な網でなくて、ただ必要な

ところだけをまずもつて一本一本や

る、こうしたことなんですか。

○政府委員(富権凱一君) 先ほど申し

上げましたことで多少足らない点があ

るかと思ひますけれども、全国一度

に予定路線をきめることは非常に困難

であるということを申し上げたので

ございますが、といって一本ずつき

めようという考え方でもございません。

と申しますのは、高速自動車国道はや

り道路網の整備として考へられるべ

きものでありますから、ある程度の延

長と面積とを考えなければならぬと思

うわけでございます。ただそれが全国

一べんに予定路線をきめてしまふと

いうことになると、それは非常に困難

であります。大体公団のやり方といふもの

は、きょうは公団の人がいないから何

しませんけれども、やり方といふもの

がどうもせつかく何十年来内務省、建

設省以来から建設省における地建の建

設力といふものをほとんど利用しない

監督官庁である建設省が公団に対する

建設省の地建の建設力をどういうふう

に利用するとか、あるいは利用しなく

から予定路線も建設に着手しなければ

ならない分からきめて参りますので、そ

の辺の調整は可能であらうと考へてお

るわけでございます。

○岩沢忠恭君 そうすると、この高速

自動車国道といふものは、路線選定に

ついては審議会にかけることはもちろ

んこの法律になつておるのですが、路

線は全国的な網でなくて、ただ必要な

ところだけをまずもつて一本一本や

る、こうしたことなんですか。

○政府委員(富権凱一君) 公団は地方

建設局の建設力を利用してやっておる

のでございますが、ただ地方建設局と

いたしましても、余力のある場合には

その委託を受けられるわけであります

が、従つてその建設力は公団に対して

は相当制限されることになるわけでござ

ります。ただ公団の力を増すために

ありますか。——御質問なければ、

これはこの程度にとどめます。

前回の委員会におきまして、社会党

基準法の一部を改正する法律案を議題

に供します。御質疑の方は順

次御発言願います。

○委員長(中山福蔵君) この際、建築

の上空に横断して通路を

作るということに対する政令の案とい

いますか、これが出ておりますが、こ

れに對して一つ御説明願いたいと思

います。

○政府委員(富権凱一君) 道路の上空

を通路が占用するという場合でござい

ますが、この道路の占用につきまして

は、交通に支障がなければ占用を許し

てよろしいという考え方方に立つており

ます。今回建築基準法の改正でも道

路の上空を横断し、また縦断する通路

ができるようになつておるわけでござ

りますが、道路の面から考えますと、

この占用によって交通に支障がなけれ

ば、かような通路は許可して差しつか

えないもの、というように考えておる

わけでございます。

○政府委員(鬼丸勝之君) 政令で定め

る建築物ということでござりますが、

これは道路の上空に設けられる通路で

ある建築物といふふうに考えておりま

すが、単に道路である建築物といふこ

とにのみ少し幅が広過ぎるんじゃな

いかということで、実は法律の頭から

除外されるものが公益上必要なものと

いうことになつておりますので、次の

段階におきましては、やはりある程度

の公益性を持つたものといふふうに考

えております。が、そういうもので、量の物品を輸送する工場等の場合を考

えております。しかし道路の交通の緩和に寄与するもの

の。第三といいたしましては、建築物に設ける避難施設に該当するようなもの

というふうに考えております。

○田中一君 これに對して道路局長は

道路行政の面からどういう割り切りを

しておるか、それを一つ御説明願いた

いと思います。

○政府委員(富権凱一君) 道路の上空

を通路が占用するといふ場合でござい

ますが、この道路の占用につきまして

は、交通に支障がなければ占用を許し

てよろしいという考え方方に立つており

ます。今回建築基準法の改正でも道

路の上空を横断し、また縦断する通路

ができるようになつておるわけでござ

りますが、道路の面から考えますと、

この占用によって交通に支障がなけれ

ば、かような通路は許可して差しつか

えないもの、というように考えておる

わけでございます。

○政府委員(富権凱一君) 縦断の場合は

につきましては、建築物から道路上に

出で参ります建築物といふのは、この

横断の場合には道路を全部横断してつな

がれる場合があるわけでござりますけ

ども、縦断の場合につきましては、幅

はそうたくさんは出ないものと考え

るのであります。また出来ましてそれが

道路の交通に支障を及ぼすようなもの

であれば、それは適当でないと考える

わけでござりますが、道路に支障を及

ぼかない範囲であります。また出来まして建築物

が、従つてその建設力は公団に対しては

は相当制限されることになるわけでござ

ります。ただ公団の力を増すために

は建設省としても十分に人事等において

考慮をいたしております。でも考慮をいたしておる限りの配慮をいたしておるわけでござります。

○委員長(中山福蔵君) ほかに御質問

るためにものと、もう一つは多數の人



横断の場合、レア・ケースの場合だけを予想しておったけれども、いわゆる予想してもいいかどうかということですね。

方ではないかと思うのだが、その辺どうなんですか。

は、消防長または消防署長、それから  
警察署長及び道路管理者等と十分協議

うと考えておるのであります。

二三二

**建築物が道路に平行して廊下みたいなものがずうっとつく形を予想して、その廊下の幅がいろいろさまざまに道路の端によってずつちがう。たゞ、**

○政府委員(鬼丸謙之君) 実は石井先生のお手元にも最新の資料としてお配りしたと思いますが、もしお手元に届いておらなければ私どもの手落ちで、

いたしまして、その意見の一一致をみた上で処置をいたしたいと、かようにも考えております。従いまして、たとえば具体的に消防用はしご自動車の活動が

この法律では公布の日から施行されなければならぬ点もたくさんあると思うのですが、実施は大体どういうことになりますか……

建築の基準といふものがまた非常にこれまでから変つてくるんじやないかといふうに思うのです。それらも検討されてねるでしょうがどうでしようか。その辺のお答えですね、いや、局長こまかい点はおわかりにならなければ指導課長でも……。

して、通れるようになつております。いわゆるアーケードの部分は道路敷地外の土地なんです。今度の改正によつて予想されますようなものは沼津の場合はのように、下が通路で上が建築物の一部、住宅等の一部店舗になつており、ますものでなしに、歩道の上にもう一

はなはだ申しわけないと思います。実は立案の過程におきましては、当初横断ということになるべく限定したらと、いう気持でそういうことを考えた時期がありまして、その後縦断も含めるべきではないかというふうに事務当局といたしましては考えまして、だいぶ前まことにこの二つを並んでおこなって

妨げられるとか、あるいは消防活動に支障を来たすような場合にはこれを許可しないと、かように考へておる次第でござります。なお通路自身の構造も先ほど申し上げましたように、耐火構造が少くとも不燃構造にいたしたいとかのように考えております。

行するといいますが、公布するのはいつごろ公布するつもりでありますか。  
○政府委員(富樫凱一君) 道路法施行令の公布は、建築基準法の改正が成立いたしまして、その法律による政令ができましたときに公布いたしたい考え方であります。

○政府委員(鬼利勝之君) お尋ねの点は、具体的なケースにつきまして検討しなければならぬ点が多分にありますて、ちょっとと「がいに申し上げかねる」と思ひまするが、たとえば商店街が共同でこういう通路を歩道の上に作るという場合には、道路の交通その他ある以上重量の兎道<sup>トウド</sup>等に立ち障りな  
校歩道がある、それに接してつまりはんとうの建物の敷地の上に二階がありまして、その二階が二重の歩道に面しておって、それを使うというようなものを予想しておりまして、沼津のようない例は考えていないわけであります。

に絵圖も含めたものとして案をまとめてお渡しします。従いまして、先般これが最初の御質疑の際ですか、私單に道路の上空に設けるということで御説明申し上げましたのはそういう意味でありますから、「一つ御了承を願いたい」と思っています。

○田中一碧　この第三の問題ですか  
道路占用を許す場合の事例と申します  
か、どういう場合を想定したらよろし  
いのですか。たとえばこれは土地区画  
整理があるという場合もこれに該当す  
るものだと考えられるのですが、そう  
いう点はどうですか。

○田中一君 基準法はいつごろから公布しますか、改正されたものは。  
○政府委員(鬼丸勝之君) なお公布の日取りにつきましては、今はつきり何日というふことを申し上げかねますが、国会で成立いたしましたら、できるだけ早く公布いたしまして、施行されるよう計らいたいと存つておるところです。

り、ある程度相当長いものになるといふことは考えられます。ただ法律にものありますように、周囲の環境を害するおそれがないというような点で、都市計画上の観点からする考慮も十分いたさなければなりませんので、そうむやみに立てつらうまい表、もつぶさん

断通路のことが問題になつておられます  
が、これは消防の方ともよくお打ち合  
せになつて、ことに具体的な場合は防  
火上の点をよく注意していただきたい  
と思います。上空に長い通路ができる  
と防火上非常に支障をきたすのじゃな  
いか。逆つて大本っしりの考え方には

尋ねの仮設店舗等に道路を占用させる  
ことを認めるケースといたしましては、  
は、お話をのように土地区画整理の場  
合、あいは道路を拡幅するような場合  
あるいは従来の店舗等が木造のもので  
あります場合にこれを建てかえる、先  
段成工、こしんこうじょ古木料、既存物

○委員長(中山福蔵君) ちょっと私が今までに基準法関係の政令等も準備いたしましたして、近日中に案を確定いたしたいと思っておりますので、なるべく早く公布させていただきたいと、かようく考えております。

○五井桂樹 そうすると、例を留臈の  
どんできるというふうには考えておら  
ないのでござります。

いろいろな考え方を資料としてお出し願つたのですが、縦断の場合は突如と

てそう長いものができることはないよう  
に思うのですが、具体的な場合に防  
火上の点を特に注意して、許可に當つ

船底工事などに「百周面り鑿金物の融資等に関連いたしまして、建てかえるというような場合に考え方をされます。

られました。それで、『商業地図内  
で』という文字を使ってありますね、  
理由書に。この商業地域内といふの  
は、主觀的に官當局が認定されるの

商店街にとりますと、あの場合にあれはたしか歩道まで道路の敷地だったと思うのです。区画整理によつて家が前に出て二階から上が出ておりますが、あの二階の前面の方を通路に、ずっと町なりにつなげました場合に、そういう形のものが今度東京とか大阪などか神戸、そういう所に現われることを

して質問によって私が気がついたものの、ですから、これをも含めて立案しておるとすれば、それは建設省いささか親切味が欠けているのではないかと思うのです。田中さんの御質問で専用的に、臨機応変に答えたのならでは承いたします。そいつだけは伏せて資料を出されたのならば、少しずるいややり

○政府委員(鬼丸勝之君)　ただいまの  
斎藤先生の御質問並びに御意見は、ま  
ことにごもっともでございまして、縱  
断の通路はもちろん横断のものにいた  
しましても、これが許可に当りまして  
御意見ですか。

田中一君 私はこういう方法があるのが望ましいと思っておったのです  
が、ようやくそれが実現して、おそらく中小企業者は新しい道が開かれると思うのです。従つて改造の場合にして  
も、強制によるもの以外の場合でも、  
こういうふうに考えますと、生活が安  
定いたしますし、望ましいものである

○政府委員（鬼丸勝之君） 商業地域と申しますのは、建築基準法に用途地域ですか、あるいはその人間の通る数から、一方に店舗があるというようなことをいろいろ勘案して、道の幅なんかともにらみ合せておきめになるのですか、ちょっとその点、伺つておきます。

が、これは都市計画の施設として指定することに相なっておりません。で、その手続につきましては、地元側の申し出があり京都市と、それを地方公共団体におきまして十分検討いたしました上で案を作りまして、建設大臣が都道府県に説教られておりまする都市計画審議会に付議いたしまして、決定するとというような運びになつておりまして、十分地元の意向も聴取した上で、これは決定することになつております。現在相当大都市におきましては、商業地域、住居地域、工業地域とあわせまして、指定されているような状況でございます。

○委員長(中山福蔵君) 他に御発言はございませんか。

○石井桂君 ちょっと速記を……。

○委員長(中山福蔵君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) それでは速記を始めて。

○委員長(中山福蔵君) 御異議ないと認めます。

討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福蔵君) 御異議ないと認めます。

本案の採決を行います。建築基準法の一部を改正する法律案を問題に供し

ます。本案に賛成の方の挙手を願い  
ます。

〔贊成者舉手〕

○委員長(中山福藏君) 金会一致でござ  
ざいます。よって、本案は金会一致を

もつて可決すべきものと決定いたしま

なは、本院規則第百四条による本会

議における口頭報告の内容、第七十二

条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につき該して

は、慣例により、これを委員長に御一

任願いたいと存じますが、御異議ござ  
へませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福蔵君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

بِسْمِ اللَّهِ الرَّحْمَنِ الرَّحِيمِ

それから、報告書には多数意見者の  
署名を付することになつてゐりますか

ら、本案を可とされた方は順次御署名

を願います。

石井 桂 岩沢 忠恭

田中 補語

中野 文門 内村 清次

北勝太郎 荒藤昇

日はこれで散会いたします。

午後零時二十三分散會

四月十一日予備審査のため、本委員会

に左の案件を付託された。

卷之三

駐車場法案

目次

第十二部 建設委員會會議錄第二十五號

治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その市)以下同じ。)は、その路上駐車場設置計画に基いて路上駐車場を設置するものとする。

2 道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体が路上駐車場を設置した場合においては、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならぬ。

3 道路管理者である地方公共団体は、駐車場整備地区内の路外駐車場が整備されるに応じて、逐次路上駐車場を廢止するものとする。この場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならぬ。

(路上駐車場の駐車料金及び割増金)

第六条 道路管理者である地方公共団体は、条例で定めるところにより、前条第一項の規定により設置した路上駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

1 道路交通取締法第十条第三項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合

2 深夜その他の自動車交通の少ない時間において政令で定める時間内において駐車する場合

前項の駐車料金の額は、駐車一時間につき五十円をこえない範囲内で政令で定める額をこえてはならない。

#### 第九条 この章に定めるもののほか、路上駐車場の設置その他路上

駐車場に關し必要な事項は、政令で定める。

らない。

3 道路管理者である地方公共団体は、条例で定めるところにより、不法に第一項の駐車料金を免かれた者から、その免かれた額のはか、その免かれた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

4 道路法第七十三条の規定は、第一項の規定による駐車料金及び前項の規定による割増金について準用する。

(駐車料金等の使途)

第七条 道路管理者である地方公共団体は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により徴収した駐車料金及び同条第三項の規定により徴収した割増金を、路上駐車場の管理に要する費用に充てるほか、駐車場整備地区内の地方公共団体の設置する路外駐車場の整備に要する費用に充てるよう努めなければならない。

#### (路上駐車場の表示)

第八条 道路管理者は、路上駐車場の位置を表示するため、道路法第四十五条の規定による道路標識及び区画線を設けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、道路管理者である地方公共団体は、建設省令で定めるところにより、必要な事項を表示するため、駐車料金その他の路上駐車場の利用について必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

(政令への委任)

第九条 この章に定めるもののほか、路上駐車場の設置その他路上駐車場に關し必要な事項は、政令で定める。

#### (管理規程)

第十一条 建設大臣は、第三条の規定により駐車場整備地区を指定した場合においては、その地区内の長ために必要な路外駐車場の配置及び規模を都市計画として決定しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の都市計画に基いて、路外駐車場の整備に努めなければならない。

(構造及び設備の基準)

第十二条 路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

#### (設置の届出)

第十三条 都市計画法第二条の都市計画区域内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者は、(以下「駐車場管理者」という。)は、あらかじめ、運輸省令・建設省令で定めるところにより、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

#### (休止等の届出)

第十四条 駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開しようとするときも、また同様とする。

管の基本となるべき管理規程を定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の管理規程には、運輸省令・建設省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 路外駐車場の名称  
二 駐車場管理者の氏名及び住所  
(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)

三 路外駐車場の供用時間に関する事項

四 駐車料金に関する事項

五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、運輸省令・建設省令で定める事項

七 前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。

4 駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

#### (休止等の届出)

第十五条 駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開しようとするときも、また同様とする。

内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

2 駐車場管理者は、管理規程に従つて路外駐車場に關する業務を運営するとともに建築基準法第八条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第十二条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

第十六条 駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができない。

(道路の地下等の占用)

第十七条 都市計画として決定された路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十三条又は都市公園法第七条の規定に基く政令で定める技術的準基に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それをこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。

第十八条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要な限度において、駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくは



紹介議員 松澤 靖介君

山形県下の国道、県道は、他県に比べて極めて不備である上に、冬期間における積雪地帯の交通確保は、国家的にも極めて重大事であつて、文化、産業、経済面の後進性もこれら交通の至難に起因するところが極めて大きいから、国及び県は地域住民多年の宿願であるこれらの解決のため積極的対策として、除雪機械の設備、国、県道の改修整備を全額国県費で完全に実施できるよう法制化を図られたいとの請願。

第一八〇〇号 昭和三十二年四月

四日受理

東京都、千葉県成田市間観光道路の舗装工事促進に関する請願

請願者

東京都千代田区丸の内二ノ二栗林商船株式会社内

東京—成田間観光道路舗装促進同盟内栗

林友二外二十名

伊能繁次郎君 安井

謙君 鶴見祐輔君

川口爲之助君

千葉県成田山及び三里塚は國際的觀光地として既にその地位を認められているが、東京からこれに至る道路は東京、大和田間が舗装されているだけで、大和田、成田間はほとんど舗装されていないため、年々増大する交通量によつて道路は破損し晴雨ともに沿道民家のこうむる迷惑は見るに忍びないものがあるばかりでなく、觀光日本使命達成のため、本道路の未舗装区間をすみやかに舗装せられたいとの請願。